**長野県告示第188号**

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

名 称	条 項
政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年長野県条例第19条）	第2条から第4条まで

情報公開・法務課

**長野県告示第189号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人雨宮病院	佐久市下小田切73	令和9年3月29日
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町大字豊里78	令和9年3月31日
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	令和9年3月31日

医療政策課

**長野県告示第190号**

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号）第36条の規定により、条例の適用を除外する市町村の名称、適用を除外する条例の規定及び条例の規定の適用を除外する年月日を、次のとおり公示します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

条例の適用を除外する市町村の名称	適用を除外する条例の規定	条例の規定の適用を除外する年月日
松本市	全部の規定	令和6年4月1日
上田市	全部の規定（事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電施設で、平成27年10月1日以降に設置の工事に着手した又は着手するものに限る。）	令和6年4月1日
諏訪市	全部の規定（令和4年7月1日以降に設置の工事に着手した太陽光発電施設に限る。）。ただし、令和6年4月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設にあつては、第24条から第28条まで（同条第2項後段の規定を除く。）	令和6年4月1日
小諸市	全部の規定（令和5年7月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
伊那市	全部の規定（令和4年4月1日以降に事業に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日

大町市	全部の規定	令和6年4月1日
茅野市	全部の規定	令和6年4月1日
安曇野市	全部の規定	令和6年4月1日
小海町	全部の規定	令和6年4月1日
北相木村	全部の規定（北相木村太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年北相木村条例第18号）第8条に規定する区域に係る太陽光発電施設（既存太陽光発電施設を除く。）に限る。）	令和6年4月1日
青木村	全部の規定	令和6年4月1日
富士見町	全部の規定（令和元年10月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
原村	全部の規定（令和元年10月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
辰野町	全部の規定	令和6年4月1日
中川村	全部の規定（令和2年10月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
阿智村	全部の規定（令和5年4月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
平谷村	全部の規定	令和6年4月1日
根羽村	全部の規定	令和6年4月1日
豊丘村	全部の規定（令和5年4月1日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
木曾町	全部の規定	令和6年4月1日
木祖村	全部の規定	令和6年4月1日
大桑村	全部の規定	令和6年4月1日
朝日村	全部の規定（令和元年12月18日以降に設置の工事に着手した又は着手する太陽光発電施設に限る。）	令和6年4月1日
池田町	全部の規定	令和6年4月1日
松川村	全部の規定	令和6年4月1日
白馬村	全部の規定	令和6年4月1日

環境政策課ゼロカーボン推進室

**長野県告示第191号**

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守 一

名 称	条 項
長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号）	第9条第1項（第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）、第13条第2項（第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）、第14条第1項（附則第6項において準用する場合を含む。）及び第21条第2項（附則第6項において準用する場合を含む。）

環境政策課ゼロカーボン推進室

**長野県告示第192号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

坂城町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

坂城都市計画下水道事業 坂城町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成5年9月5日から

令和10年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成5年長野県告示第718号、平成10年長野県告示第453号、平成12年長野県告示第412号、平成17年長野県告示第346号、平成22年長野県告示第401号、平成26年長野県告示第43号、平成30年長野県告示第471号の事業地に、坂城町大字坂城辻、土井の入、岡の原、大字中之条反町、谷地、桑木田、開畝、東平、屹岨沢、屹岨、山田及び大字上平出浦の各一部と大字南条中河原の全部を加え、大字坂城荊屋原、下中川原、中川原、中柳原、東柳原、社宮神、岡の原、四反田、大反田、古沢、上原、大字中之条中反町、反町、谷地、逆木、東町、桑木田、清水、大字南条北畑、西古田町、北酒玉、酒玉、坪の内、大字上五明下河原、番場、宮下、東河原、伊勢宮、上河原、河原田、大字上平字出浦及び島の各一部を削る。

水道・生活排水課

**長野県告示第193号**

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条第1項の規定により、聖山高原県立公園に関する公園計画を変更したので、同条第2項において準用する第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示します。

変更後の公園計画を記載した図書は、長野県環境部自然保護課、松本地域振興局及び長野地域振興局並びに長野市役所、千曲市役所、麻績村役場、生坂村役場及び筑北村役場において縦覧に供します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 利用施設計画

## (1) 単独施設

## (2) 道路

## 2 自然体験活動計画

自然保護課

**長野県告示第194号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年3月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名 (名称)	住 所	売りさばき場所
信州諏訪農業協同組合 岡谷支所湊営業所	長野県岡谷市湊3-7-11	長野県岡谷市湊3-7-11 信州諏訪農業協同組合 岡谷支所湊営業所
信州諏訪農業協同組合 諏訪支所上諏訪営業所	長野県諏訪市諏訪2-10-5	長野県諏訪市諏訪2-10-5 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所上諏訪営業所

会 計 課

**長野県告示第195号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年3月29日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名 (名称)	住 所	売りさばき場所
信州諏訪農業協同組合 茅野中央支所ちの営業所	長野県茅野市ちの1115	長野県茅野市ちの1115 信州諏訪農業協同組合 茅野中央支所ちの営業所
信州諏訪農業協同組合 岡谷支所川岸営業所	長野県岡谷市川岸中2-22-7	長野県岡谷市川岸中2-22-7 信州諏訪農業協同組合 岡谷支所川岸営業所
信州諏訪農業協同組合 諏訪支所四賀営業所	長野県諏訪市四賀822	長野県諏訪市四賀822 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所四賀営業所

会 計 課

**長野県告示第196号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年3月29日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名 (名称)	住 所	売りさばき場所
松代交通安全協会	長野県長野市松代町松代185	長野県長野市松代町松代185 松代交通安全協会

会 計 課

**長野県安曇野建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

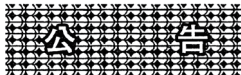
令和6年4月1日

長野県安曇野建設事務所長 小 林 宏 明

1 路 線 名 小岩岳穂高停車場線

- 2 供用を開始する区間  
安曇野市穂高有明9392番の2地先から  
安曇野市穂高有明5416番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和6年4月1日

道路管理課



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
上田都市計画道路事業 3・4・17号北天神町古吉町線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
上田建設事務所（上田市材木町1-2-6）
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分  
長野県上田市上田原字一ノ口、字二ノ口及び字鴨池地内
- (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課

## 公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6年度において特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の特定調達契約をいい、建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）の締結が見込まれるため、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等を次のように定めました。

なお、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）に基づく申請を既に行った者で、令和7年3月31日までの競争入札参加資格を有すると認められる予定の者は、この公告に基づく申請の必要はありません。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 第1 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類  
令和6年度において、特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等（特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。）及び特定役務（特例政令第2条第4号のイに規定する特定役務をいう。）の種類は、次のとおりです。
- 1 物品等  
事務機器、車両、工事用材料、電気等
- 2 特定役務  
建築物の清掃サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス等
- 第2 競争入札参加資格
- 1 競争入札参加資格の種類